

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書 【平成28年11月24日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関を伊東市教育委員会に変更するため平成28年11月24日終了

評価実施機関名

伊東市長

公表日

平成28年11月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園・保育所入所の受付、支給認定の決定等を行う。 ①子どものための教育・保育給付に係る資料の提供等(子ども・子育て支援法第16条) ②支給認定(利用者負担区分の決定等)の申請の受理、審査、応答に係る事務(同法第20条第1項、第4項、第5項) ③保育の必要性に関する事項等の届出及び書類の受理(同法第22条) ④支給認定の変更申請の受理、審査、応答に係る事務(同法第23条第1項、第2項、第3項) ⑤支給認定の職権による変更の審査、応答に係る事務(同法第23条第4項、第5項) ⑥支給認定の取消の審査、応答に係る事務(同法第24条第1項、第2項) ⑦支給認定証の再交付に係る事務(子ども・子育て支援法施行規則第16条第1項、第2項) ⑧子どものための教育・保育給付に係る申請内容の変更事務(子ども・子育て支援法施行規則第15条第1項)
③システムの名称	・保育所システム ・幼稚園システム ・中間サーバー ・番号連携サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
・保育所システムファイル ・幼稚園システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の94の項 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 116の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育部幼児教育課
②所属長	幼児教育課長 岸 弘美
6. 他の評価実施機関	
無	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 教育部 幼児教育課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1951
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

